

<パネルディスカッション>

テーマ:様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育～岡山からの提案～

大学生が参加することの意義 (障がいのある人への配慮)

川崎医療福祉大学
医療福祉マネジメント学部
医療秘書学科

田 村 久 美

1

高等学校卒業後の消費者教育課題

【現 状】

学校教育で行われる消費者教育は高校までで、ほぼ終わる(途切れる)



消費者教育は各年代に必要



【課 題】

高校卒業後に、どこで、どのように消費者教育をうける機会を作っていくか

2

消費者教育を学ぶ機会のない、少ない大学生はどうすればよいか

- 関連講義の受講や、全学生を対象としたトラブル啓発だけでは不十分
 - 外部(県・市の消費生活センターなど行政)との関わりが重要
 - 専門知識を学ぶ場(消費者関連講座への参加など)の促しが必要

「大学生の学び」をサポートする のに欠かせないポイント

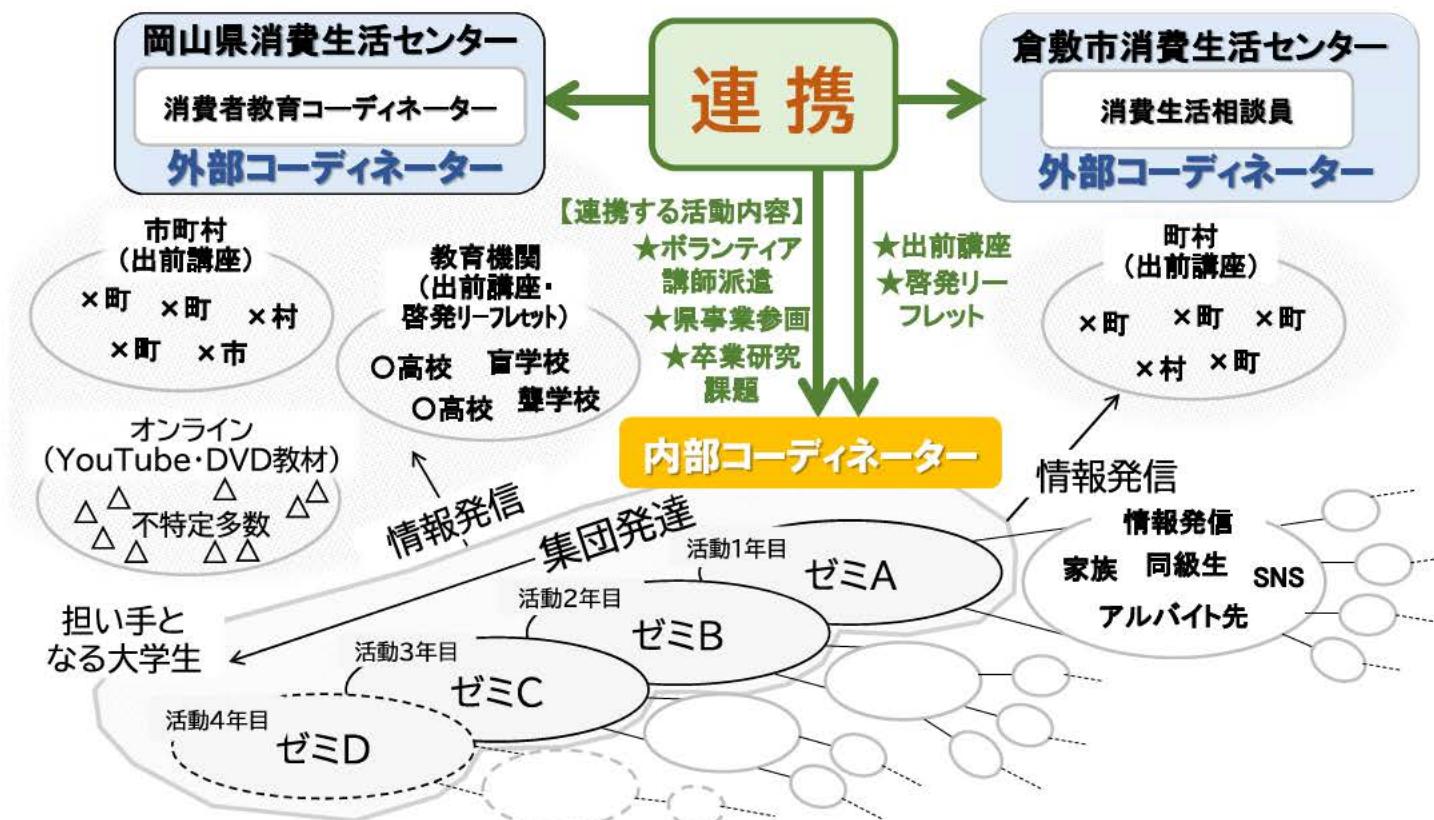
コーディネーター (誘導者)の存在

内部コーディネーター 外部コーディネーター



3

大学生が消費者教育の担い手となり見守りネットワーク形成の一員となるイメージ図



大学生が消費者教育の担い手となるための活動

どう繋げていけるか
一過的なものにならないよう

学外における活動

【仕掛け】

- ①消費者教育ボランティア、②市民講座に参加、
③消費生活センター事業などの参画機会を促す

【学びの過程】

- ①消費者啓発セミナー啓発ボランティア(出前講座)
- ②県センター主催講座に参加し消費者生活について学ぶ
- ③教材づくり、動画づくり

【活動】大学生が外部(行政・コミュニティ団体など)と連携することにより消費者教育活動に関わり、経験から学ぶ機会をつくる

主体的な意識や行動へと変化

5

学外における活動【仕掛け】

「障がいのある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業」への参画

- ・岡山県が2018年度から3年計画で、(公社)全国消費生活相談員協会に「障がいのある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業」を委託実施
- ・参画学生:川崎医療福祉大学(3年次6名、4年次6名 計12名)
- ・活動内容:YouTube教材制作、教材を活用した講座
- ・活動期間:令和2年6月～令和3年2月

6

学外における活動【学びの過程】

①外部専門者からの学び

第1回消費者教育・相談支援研究会に参加し、障がいのある人の消費生活見守りネットワーク構成団体（障害者団体・支援機構、行政、教育機関など）の各専門から、消費者被害の実態および障がい特性などを専門者から直接得る機会に参加することを促し、出席した。

②内部勉強会

平成30年度から令和2年度までに作成された障がい（聴覚、視覚）のある人に配慮した教材を確認し、各特性についてゼミ内の勉強会を設定し、学ぶ場を設けた。

③講座参加

県センター主催の消費者教育講座を受講し、様々な消費者問題について知識を得る機会に参加することを促し、聴講した。

④教材制作

YouTube教材制作（2チーム各1テーマ担当）に向けて、各チームでリーダーとサブリーダーを決め、全員参加型ディスカッションおよび役割分担の明確化を図りながらスライド作成等に取り組めるように誘導し、適宜アドバイスしながら、取り組んだ。

7

学外における活動【活動】

1. 岡山県立聾学校（令和2年10月16日）

テーマ：ちょっと待って！その買い物本当に大丈夫？

～身の回りの契約を知ろう～

- ボランティア講師 大学生4年次6名
- 講座参加者 生徒6名（高校3年生）、教員3名
- 講座内容
 - ①「タピオ力を買ったけど」：契約、契約の成立、日常生活の中の契約、契約の取り消し、物を買う前の注意
 - ②「洗顔クリームを使ったら大変なことに！」：購入商品に問題があった場合の対応、トラブルに遭ったときの注意点と相談先
- 工夫した点
 - 視覚障がい特性を理解した上で、「伝える」「考えてもらう」工夫ができるように学生間で議論し、教員がアドバイスを繰り返した
 - 伝え方：スライド表示の仕方、話し方、パフォーマンス、接し方（雰囲気づくり）
 - 考えてもらう：問い合わせ型、クイズ形式を組み込む

8

聴覚障がいのある人のための消費者教育講座 ～スライド教材(一部)と講座の様子～

<スライド抜粋(一部抜粋)>

2020年10月16日(金) 11:00~12:00
くらしの一日教室(場所:岡山県消費生活センター)

ちょっと待って！
その買い物本当に大丈夫？
～身の回りの契約を知ろう～

みんな 30秒の間に考えてね！
30秒後に 答えと思う数字を指で表してみてね！

- ① タピオカを購入したとき
- ② お金を払ったとき
- ③ お店の人が注文を受けたとき

④ お店に交換へ行こうとする
いやまるが ももたくんに契約について説明します。

(ももた)
まだ一口も飲んでいないから
別の味に交換できるでしょ！

(いやまる)
ちょっと待って！交換はできないんだよ。
ももたくんがタピオカを注文して
お店の人が分かりましたと返事をしたときに
「契約」が成立しているから 取り消しはできないよ！

<講座の様子(クイズ)>



9

2. 岡山県立盲学校(令和2年10月31日)

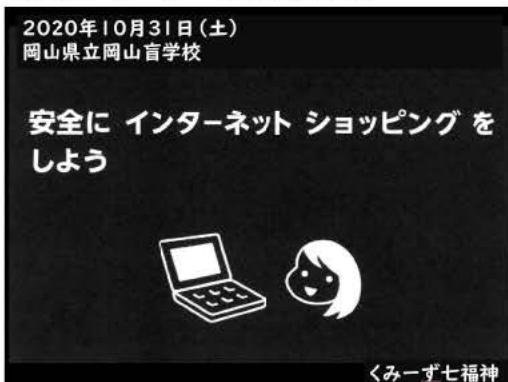
・ テーマ: 安全にインターネットショッピングをしよう

- ・ ボランティア講師 3年次6名
- ・ 講座参加者 聴覚障がいのある生徒と保護者、教員
- ・ 講座内容
 - ・ ネットショッピングをするときの注意点について、CDを購入する事例を用いて説明した。便利なネットショッピングのメリットとデメリットを理解した上で活用すること。
 - ・ 特に、購入時に注意・確認するポイント(店情報、支払い方法、利用規約の確認、クーリング・オフ制度など)を理解し、どの段階で契約が成立するか。
- ・ 工夫した点
 - ・ 視覚障がい特性を理解した上で、「伝える」「考てもらう」工夫ができるように学生間で議論し、教員がアドバイスを繰り返した
 - ・ 「伝える」: 障がい特性に合わせたスライド表示や配布資料を準備
 - ・ 考てもらう: 特に注意喚起したい部分を問い合わせ型、クイズ形式を組み込むことで、保護者や教員に印象づけることを意識

10

視覚障がいのある人のための消費者教育講座

<スライド(一部抜粋)>



<参考教材>



消費者教育教材資料
表彰2020優秀賞
受賞教材

<配付資料>



<講座の様子(クイズ)>



3) YouTube教材制作 (令和3年4月11日配信開始)

【教材1】

タイトル: 身近に潜む消費者問題

～その個人情報を、本当に教えて大丈夫?～

概要

偽YouTuberのキャンペーンに気づかず応募し、当選後に個人情報を入力してしまった。詐欺に遭わないため、詐欺に遭ったときの解決方法について知る。



【教材2】

タイトル:ちょっと待って！その買いもの本当に大丈夫? ～身の回りの契約を知ろう～

概要

身近な消費行動から起きたトラブルを題材に、契約とは何かを考える。契約する前に考えること、トラブルに遭ったときの解決方法について知る。

今日の目的 ②

ものを買うときの「契約」について 注意することを考えよう！

高校生のももた(18歳)がタピオカを 買いにいきました。
そのとき 困ったことが起こります。
どのように解決したらいいかな。
みんなも いつしょに考えてね！

みんなも一緒に考えてね

一口も飲んでいないから 交換できるでしょ！

「契約」が成立しているから 交換はできないよ

ももたくんが注文をして お店の人気が わかりましたと返事をしたとき

契約の成立とは… ⑯

買います → わかりました
お互いの 意思表示の合致で 契約が成立

買った物を取り消すのも お互いの 合意が必要ということなんだ

みんなも一緒に考えてね

13

【教材3】

タイトル:楽しいインターネットショッピングのはずが… ～クーリング・オフ制度について～

概要

正しいネットショッピングをするために、クーリング・オフ制度を正しく理解し、購入前の注意点について理解する。また、解約・返品などについても知っておく。

今日の目的 ②

ネットショッピングで買いたいものをするときに注意することを考えよう！

もも子(20歳)が ネットショッピングでセール品のジーンズを買いましたでも ちょっと困ったことが起こりますどのように解決したらいいかな？みんなも いつしょに考えてね！

どのように解決したらいいかな？

みんなも一緒に考えてね

できると思うけど…

ネットショッピングは クーリング・オフできるの？

できると思うけど…

消費生活センターに電話をするもも子 ⑯

ネットショッピングでセール品を買いました サイズが合わないのでお店にクーリング・オフしたいと伝えたらできないといわれました 本当にクーリング・オフできないのですか？

消費生活センターです

サイズが合わないので クーリング・オフしたいと伝えたい

14



晴れの国おかやまチャンネル

<https://www.youtube.com/user/okayamapref/videos>



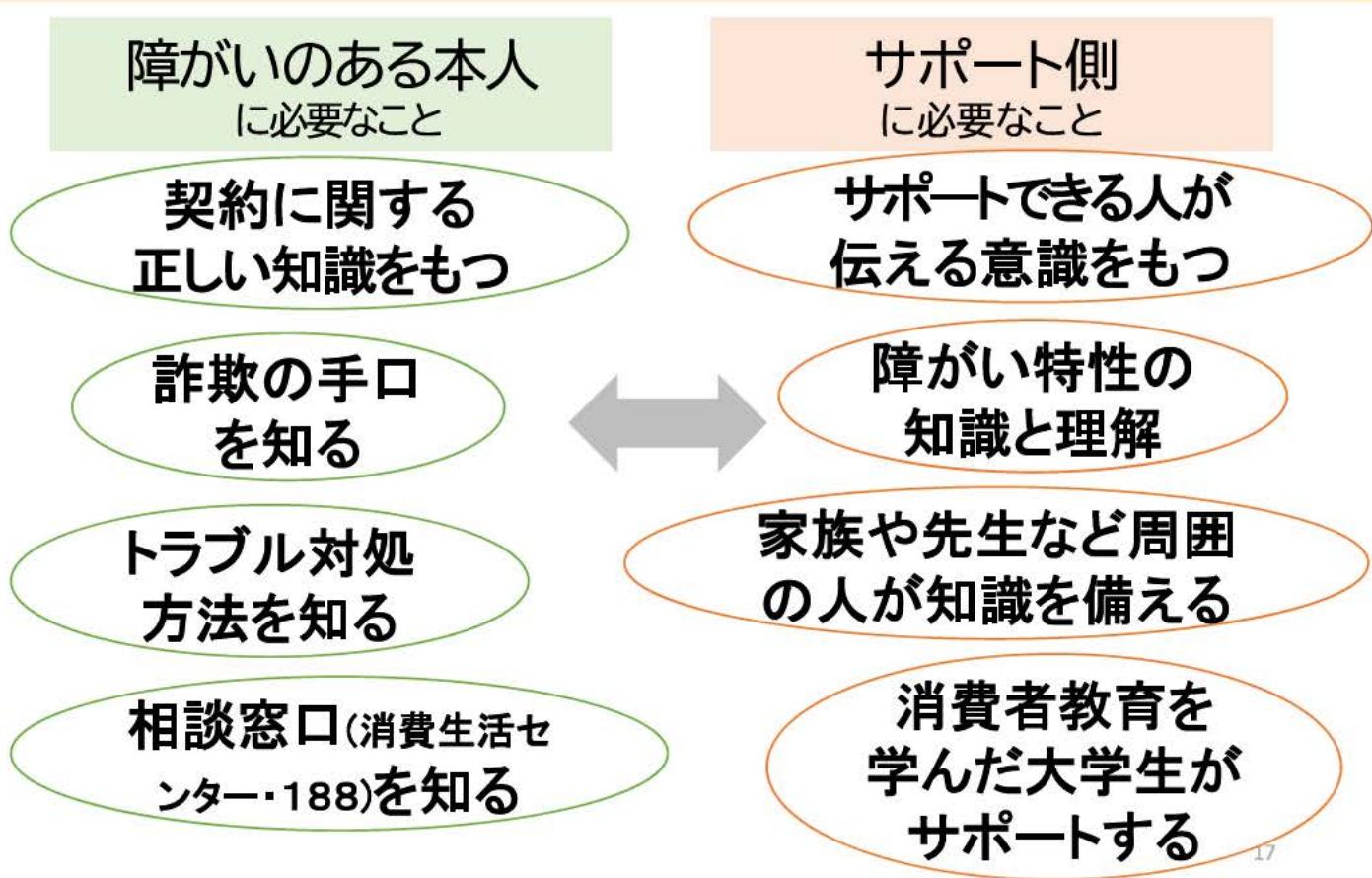
15

教材制作にあたり障がい特性に配慮した工夫点

	共通点	聴覚障がい	視覚障がい
特性	<ul style="list-style-type: none"> 情報を得るまで時間要する 言葉の理解や文字の読み書きが困難な場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 口話、筆談、手話などの視覚を中心に情報を得る 	<ul style="list-style-type: none"> 盲・弱視など見え方の程度がさまざま 声・音・指(点字)を中心に入情報を得る
動画教材の工夫点	<p>【表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平易な表現を使う 分かりづらい言葉の説明 多くの情報(文字)を入れない <p>【学習面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人で見ても理解できるようにする 身近な題材を用いて自分に置き換えて考えられるようにする 身近な題材を用いて自分に置き換えて考えられるようにする クイズを入れ双方学習にする 振り返りのポイントを入れる 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚的にも理解しやすくするためにストーリー性のある漫画にする 登場人物のやり取りが分かるように、吹き出しを用いる 情報量が多くならないようにするために、吹き出しには、ポイントだけを入れる 詳細な流れはスライド内にテロップ表示する 	<ul style="list-style-type: none"> なるべく文字を固める 弱視の人に対応するためにユニバーサルフォントにする ほぼ音声しか聞けない場合、登場人物のやり取りが分かるように、聞き取りやすいさ、スピードに注意する

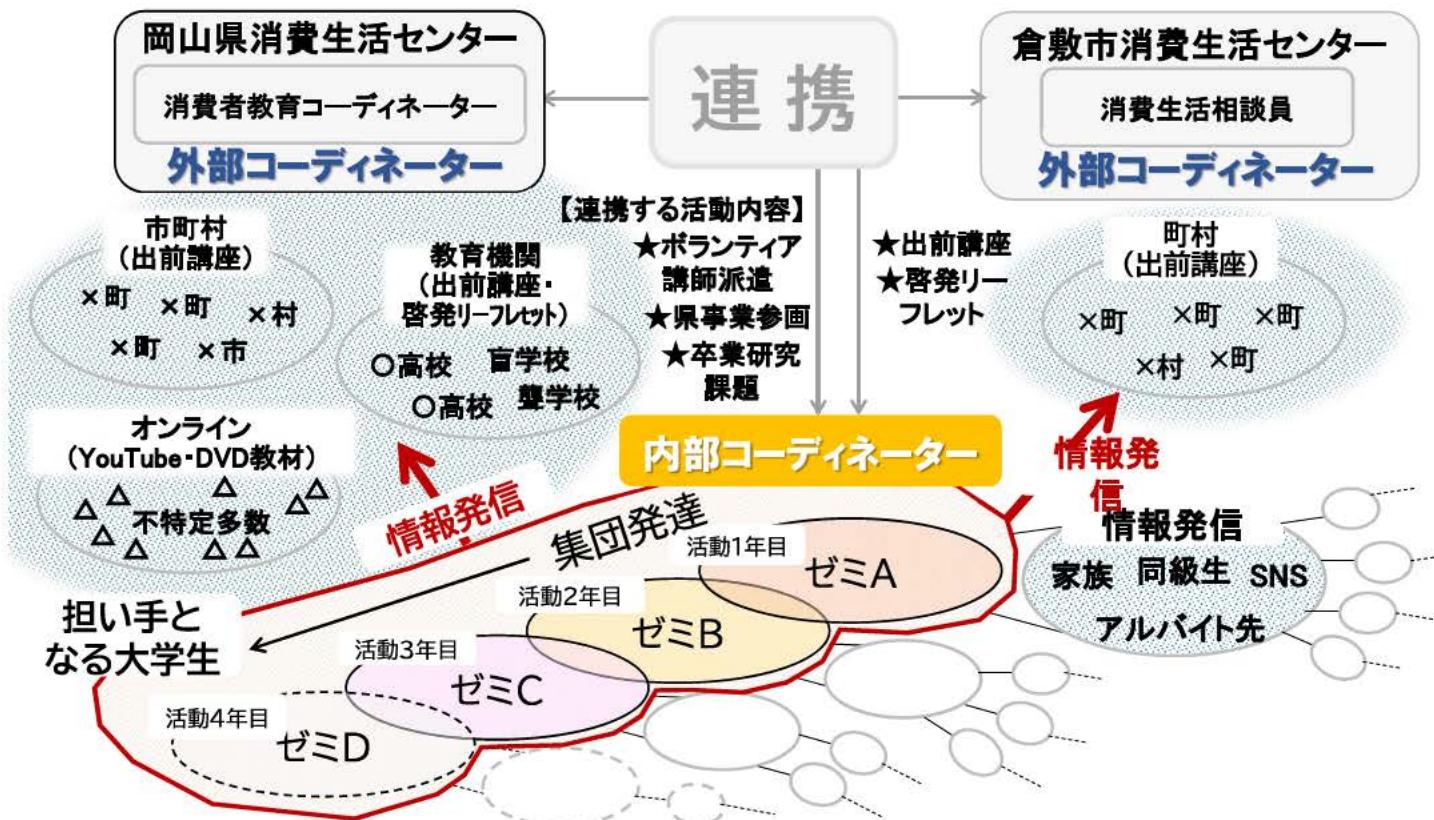
16

参画した大学生が活動を介して感じたこと



17

消費者教育を学んだ大学生の情報発信

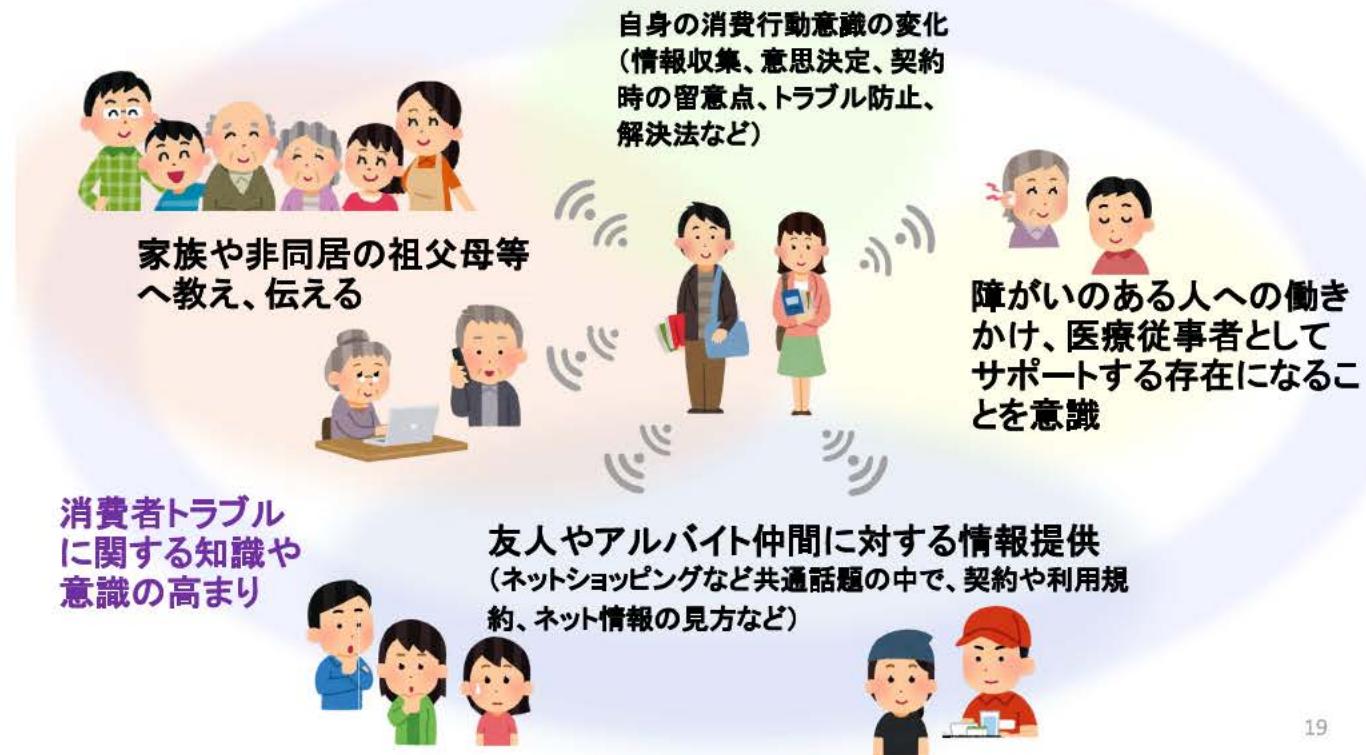


18

大学生が参画することの意義

能動的意識・行動から

主体的な意識・行動が変化し、他者へ影響を及ぼす存在となる

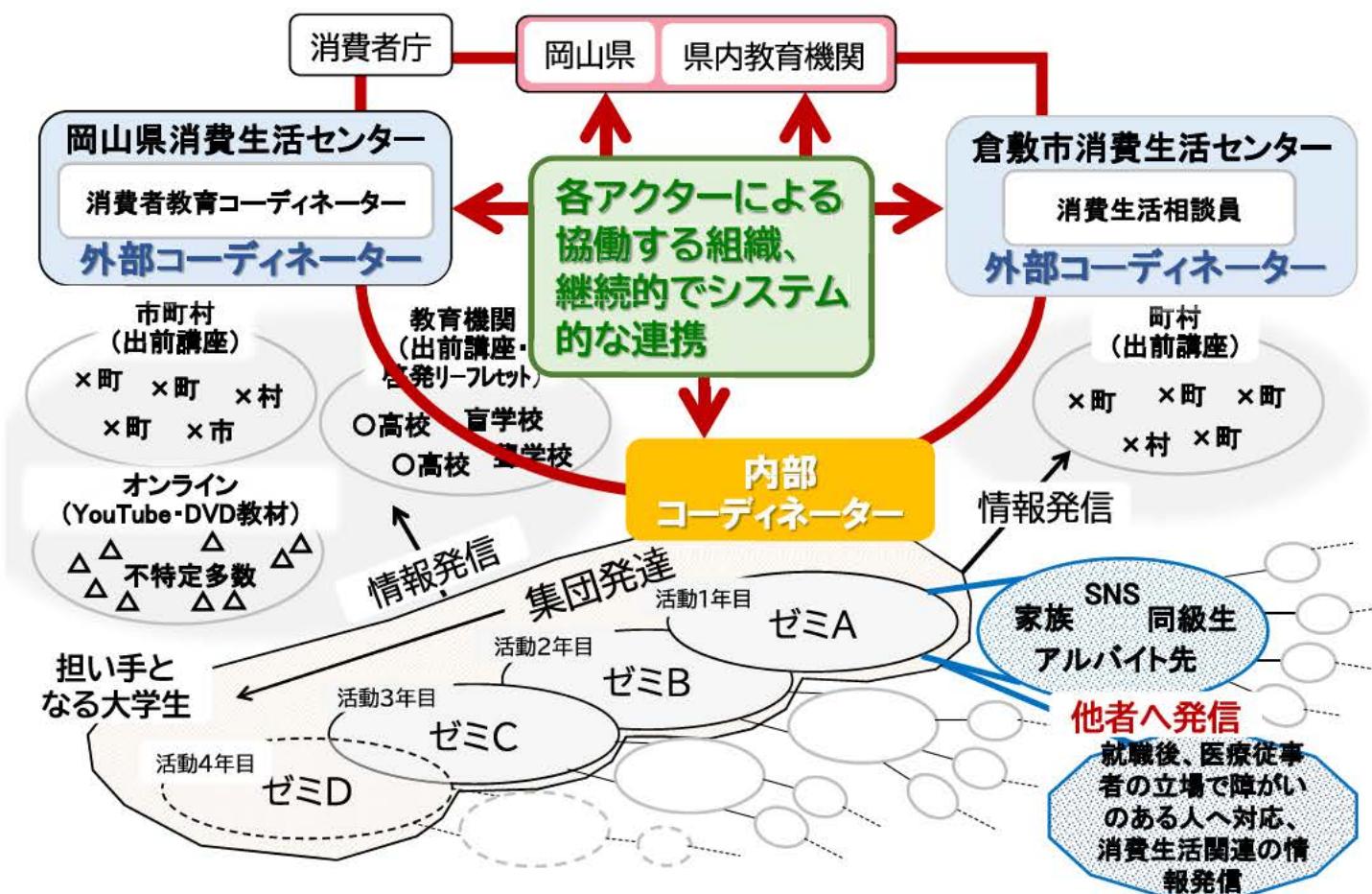


ご清聴ありがとうございました



消費者教育ボランティア(くみ～ず七福神)
1代目から2代目へ交代するためのメンバー編成

提案：協働（垣根を超える）と地道な活動



◆パネルディスカッション
「様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育～岡山からの提案～」

障害のある子どもたちへの消費者教育について

岡山県立岡山東支援学校

藤井 真理子

障害のある子どもたちが通う学びの場

- ▶ 就学の際に、将来の自立と社会参加を見据えて、障害の状態等に応じ、その時点で必要な教育を提供することができる学びの場が、判断される。
- ▶ 高等部段階では、入学者選抜の応募資格に該当する希望者が、選抜を経て高等部に入学する。
- ▶ 岡山県内→16校の特別支援学校
 - ・ 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の障害がある子どもたちが通っている。

知的障害のある児童生徒の学習上の特性

- ▶ 学習で得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の中で生かすことが難しい。
→実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することにより、必要な知識や技能等を身につけられるようにする継続的、段階的な指導が重要
- ▶ 成功体験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が充分に育っていないことが多い。
→学習過程で、児童生徒が頑張っているところやできたところを細かく認めたり、賞賛したりすることで児童生徒の自信や主体的に取り組む意欲を育むことが重要

知的障害のある児童生徒の学習上の特性

- ▶ 経験していないことや抽象的なことをイメージすることが苦手
→実際的な生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようになる指導が効果的
- ▶ その他、特性等から必要な配慮
 - ・教材・教具、補助用具やジグ等を含めた学習環境の効果的な設定
 - ・児童生徒への関わり方の一貫性や継続性の確保
 - ・在籍する児童生徒に対する周囲の理解
 - ・児童生徒のもつ能力や可能性を更に引き出すことができるタブレット端末の活用等の情報機器等の有効な活用
 - ・児童生徒に関わる家族や支援者、家庭等での様子など児童生徒を取り巻く環境や周囲の理解なども視野に入れた確実な実態把握が必要 等

消費者教育の体系イメージマップ

各期の特徴	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
	重点領域	持続可能な消費の実践	消費者の参画・協働	商品安全の理解と危険を回避する能力	トラブル対応能力	持続可能な社会に貢献する能力	消費者がもつ影響力の理解
消費者がもつ影響力の理解	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に 관심をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の機能に、様々な人々と協働して取り組む特徴	周囲の人間と受けつつも人生での豊富な経験や知識をもつ消費者市民社会に活かす時期
持続可能な消費の実践	おつかいや買い物に关心を持つよう	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生涯：消費者・産業が環境・経済・社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・産業が環境・経済・社会に与える影響を考える習慣に付けるよう	企業・家庭・消費・産業が環境・経済・社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動の様様、経済・社会に与える影響に配慮するこころの大切さを伝えよう
消費者の参画・協働	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費者が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフケーストを考えよう	持続可能な社会を目指すライフケーストを実践しよう	持続可能な社会を目指すライフケーストについて伝えよう	持続可能な社会に役立つライフケーストについて伝えよう
商品安全の理解と危険を回避する能力	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	安全で危険の少ない暮らしと消費者を自分でごとの大切さを理解しよう	安全で危険の少ない暮らしと消費者習慣を付けるよう	安全で危険の少ない暮らしと消費者社会をつくろう	安全で危険の少ない暮らしの大切さを伝えよう
トラブル対応能力	困ったことがあつたら身近な人に伝えよう	困ったことがあつたら身近な人に相談しよう	困ったことがあつたら身近な人に相談しよう	商品の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知らう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣をつくる	えらびながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
選択し、契約することへの理解を考える態度	料金や大きさを守ろう	物の選び方・買い方考え方で選ぶよ	商品を適切に選択するとともに、契約とのルールを知り、より良い契約の方法を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう	契約内容・ルールを理解し、より確実に選択する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない、暮らしの知識を伝え合おう
生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時にはお譲りすることをおぼせよう	物や収納の大切さに気づき、計画的・使い方を考えよう	消費者による生活管理の技術を活用しよう	生活を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生活を見通した計画的な暮らしを実現しよう	経済社会の変化に対応し、生活を見通した計画的な暮らしをしよう	生活環境の変化に対応し、えらびながら生活を管理しよう
情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報を気に気づこう	消費者に関する情報の収集方や情報の仕方を知ろう	消費者に関する情報の収集と発信の実践を身に付けてよう	情報と情報技術の適切な利用方法、国内外でなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けてよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしおう	えらびながら情報と情報技術を適切に利用しよう
情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	著作権や発表した情報への責任を知ろう	著作権や発表した情報への責任を知ろう	誠実・信頼社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えてみよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが多くなる、情報モラルが守られる情報社会をつくる	えらびながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくる
消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費者生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費者生活情報の評価、選択の方法について学び、社会基盤決定の大切さを知ろう	消費者生活情報を評価・選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費者生活情報を主観的に判断する習慣を付けよう	消費者生活情報を主観的に評価して行動しよう	えらびながら、消費生活情報を上手に取り入れよう

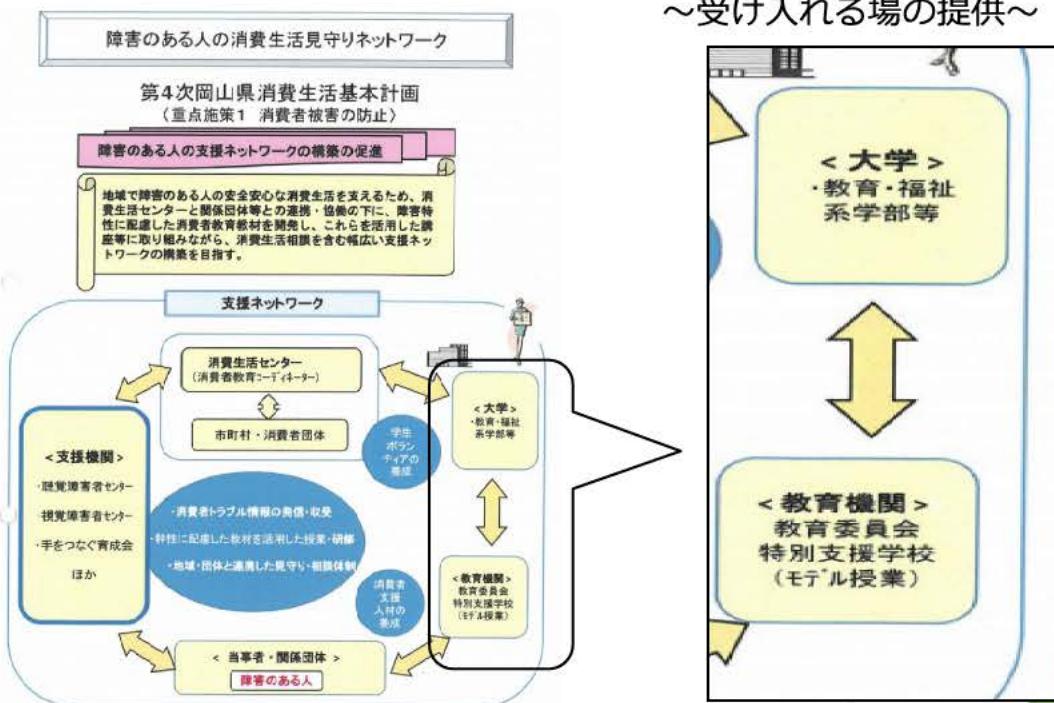
(出典：消費者庁 平成25年1月 公表)

各期の特徴	幼児期	小学生期	中学生期	
	重点領域	消費者がもつ影響力の理解	持続可能な消費の実践	
消費者がもつ影響力の理解	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に 관심をもち、それを取り入れる時期	おつかいや買い物に关心を持つよう	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう
持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	身近な消費者問題に目を向けよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう
消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身の回りのさまざまな情報を気に気づこう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう
商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう
トラブル対応能力	困ったことがあつたら身近な人に伝えよう	困ったことがあつたら身近な人に相談しよう	困ったことがあつたら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知らう



大学生が消費者教育の担い手に

～受け入れる場の提供～



特別支援学校と大学が連携した モデル授業

▶ 教材作りにおける学生の皆さんの試行錯誤

- ・障害のある人の特性に配慮した教材作成では、「障害がある人は、何ができる、何ができにくいのか」を確認するところから始め、実際に聾学校に出向いて学校や生徒の実態を見学。
- ・学生側には、豊富な知識と実例があることから、それを活かす方向で。
- ・2種類のモデル授業案と教材を作成。
- ・更に、ゼミ活動で話し合いを重ね、「言葉をかみ砕いて分かりやすく、丁寧に説明をすること」をコンセプトに取り組む。 (*1) (*2)
- ・I C T 機器を活用した、対話のあるモデル授業に改善

(*1) インターネットショッピングの教材

「利用規約」→「サイトを使うときのルール」

「同意」→「はい、わかりました」という意味

(*2) ゲーム課金の教材

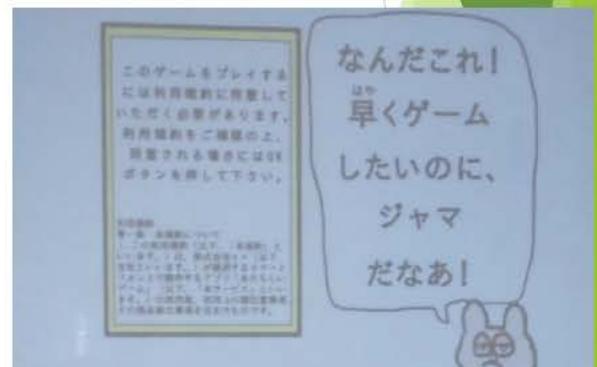
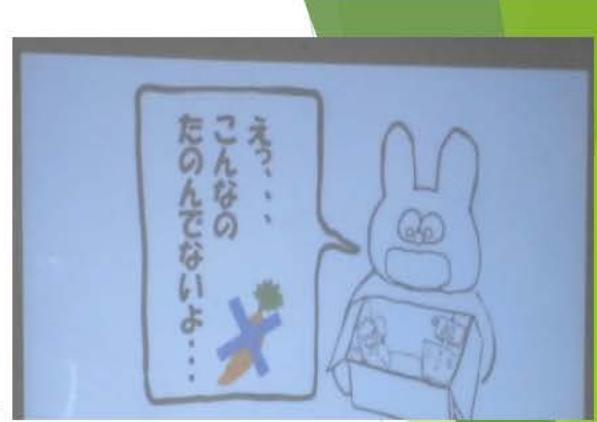
「ゲームを続けるために、お金を支払うときは、いくらまで使えるか、

おうちの人と相談しましょう」 等

ことばに重点をおいた消費者教育

～国語における消費者教育～

- ▶ 日 時：平成31年1月10日
- ▶ 場 所：岡山県立岡山東支援学校
- ▶ 対 象：知的障害部門高等部3年生12人
- ▶ 授業者：岡山理科大学国語教育コース学生
- ▶ 内 容：「ネットショッピングを通じて同意の重さを知ろう」
：「スマホのゲームを通じて自由と責任を考えよう」



授業後の感想（支援学校）

- ▶ 生徒も体験したことのある内容で、実体験に基づいて授業に取り組めていた。
- ▶ 漫画を利用したことは効果的であった。
(うさぎのキャラクターは高校生にとっては、少し子どもっぽかった。)
- ▶ パワーポイントが良くまとまっていた。
- ▶ 授業者から聞くだけでなく、途中に話し合う活動が入っていたのはよかったです。
-
- ▶ 利用規約は、やはり難しかった。読めない漢字もあるので、その支援も必要だが、読めなくても「同意」してサービスを利用することはできてしまう。
→トラブルを回避しながらサービスを利用する方法をどう伝えていくか。
- ▶ ワークシートがあってもよかったです。
- ▶ 言葉を付け足しすぎると入っていかないので、特にまとめの場面等では、パワーポイントのスライドに書いてあることを、そのまま読んで伝えてても良い。

授業後の感想（支援学校）

- ▶ 知的障害のある生徒の実態は様々で、見ただけでは分からない困難さがある。コミュニケーションの苦手な生徒や、知らない人が多いような場面が苦手な生徒もいる。
→環境が整わないと授業内容に関心をもつことができにくいため、その点を打ち合わせておく必要があった。
- ▶ 生徒をグループ分けし、支援する学生さんを担当制にして、授業の初めに自己紹介タイムのような、アイスブレイクの時間をとることで、抵抗少なく授業に参加できたかもしれない。

授業後の感想（大学生）

- ▶ 特別支援学校の生徒に向けての授業を構想することは難しかった。社会に出る前の授業で何を伝えるのか、何を残せるのか考えて授業をつくることは大変だった。しかし、その分、自身は大きく成長できた。
- ▶ 生の現場で使える教材を作ることはプレッシャーだったが、良い経験となった。今後の自分に生かされることは、生徒に合った言葉遣いや教え方だと思う。教材開発では、ゼロから作ったことで、どのように教えたら良いか深く考えることができた。
- ▶ 漫画を描くことで誰にでもわかるような工夫とは何かを考えさせられた。
- ▶ 絵一つ一つでも線の濃さや色の使い方、セリフにおいては漢字を使うのか、ひらがなを使うのかなど、対象者を考えて工夫する重要さを学んだ。
- ▶ 自分でよいと思ったものでも、他人に評価してもらうことで、様々な視点から物事を捉えることができ、とても視野が広がった。
- ▶ 今回成功したことは自身につながり、失敗したことは今後の課題となるが、それを乗り越えるための努力をしていきたい。

～「障害のある人の安全安心な消費者生活支援ネットワーク事業 報告書より～

連携したモデル授業から、実際の教材作成に

- ▶ このモデル授業や教材が原案となり、令和2年3月に、岡山県（消費生活センター）より消費者教育の教材として発行され、岡山県内の特別支援学校に配付された。

「インターネットショッピング授業教材パック」
(全36ページ)

「支払い授業パック」
(全39ページ)

知的障害がある人への消費者教育

- ▶ 支援学校現場で「消費者教育」という言葉が使われることは、あまり無いように思う。しかしながら、学校での教育活動や学校生活のあらゆる場面での学びが、「消費者教育」につながっている。
 - このような意識をもつ (参照: 消費者教育の体系イメージマップ)
- ▶ 学齢期は、家族の見守り等により、安心安全な消費生活を送ることができている場合が多いが、高等部段階になると（スマホデビューをすると）、スマホ・ネット利用にまつわるトラブルが発生している。親のスマホでの事例も聞く。
 - 予防的な消費者教育
- ▶ 高等部卒業後は、消費者教育を受ける機会は、ほぼないと言える。
 - 研修の機会、ICTを活用した学びの情報とその活用
- ▶ 消費者問題についての情報は、健常者向けのものが多い。
 - 障害の特性に配慮した情報発信

知的障害がある人への消費者教育

障害のある人も、自立して社会参加をする主体です

※自立：必要に応じて支援を依頼し、持てる力を最大限に發揮する

* 障害のある子どもたちへの消費者教育は、一人一人の子どもたちの発達年齢や生活年齢、また、学習上の特性等に配慮して行うことが必要

障害のある人への教材作成において、大学生が実態把握を行い、消費者問題にかかわる自分たちの持っている知識と経験を授業案や教材作成に生かした。実際に特別支援学校で授業を行いながら対話や改善を重ね、自分たちが教える側の主体として、取り組まれたことは、大きな意義があった

知的障害がある人への消費者教育

障害のある人も、自立して社会参加をする主体です

※自立：必要に応じて支援を依頼し、持てる力を最大限に発揮する

* 一般的に高齢者や成年年齢が引き下げられる若者が消費者被害の対象と認識されることが多いが、障害のある人も重点的に対策が必要な存在であることの認識が必要

* 障害のある人が安心安全に暮らすことができるよう、障害のある人の消費者教育の担い手の育成や消費者被害を減らすことができるよう、ネットワークの方向性が示されたことは大きな一歩。ネットワークを活用することで、ネットワークを育てていく。

ご清聴、ありがとうございました。

参考文献等：特別支援学校学習指導要領解説 平成30年3月 文部科学省

障害のある人の安全安心な消費者生活支援ネットワーク事業報告書

令和3年3月 岡山県県民生活部くらし安全安心課

消費者教育の体系イメージマップ 平成25年1月 消費者庁

5. アンケート

ウェビナーにご参加いただき、ありがとうございます

以下のアンケートに入力するためにお時間を少しいただきたいと思います。

1. 本日の「地方連携推進フォーラム／4省庁連携プログラム」を何でお知りになりましたか？

- ウェブサイトで知った
- SNS等で知った
- 知人や友人から聞いた・誘われた
- その他 (*自由記載欄にご記入ください)

2. その他「自由記述欄」

3. 基調講演「2022年、成年年齢引下げと新学習指導要領の実施～消費者教育の一層の充実を目指して～」の内容には満足されましたか？

-
-
-
-
-

そう思わない

そう思う

4. パネルディスカッションの内容には満足されましたか？

-
-
-
-
-

そう思わない

そう思う

5. 4省庁連携プログラムの内容には満足されましたか？

-
-
-
-
-

そう思わない

そう思う

6. その他、感想・意見等がありましたらご自由にご記入下さい

送信すると、プライバシー ステートメント (/privacy)およびサービス利用規約 (/terms)に同意し、答えをミーティング ホストと共有することになります。

送信

回答は誰に表示されますか？

<地方連携推進フォーラム2022 in 岡山 アンケート集計結果>

概要

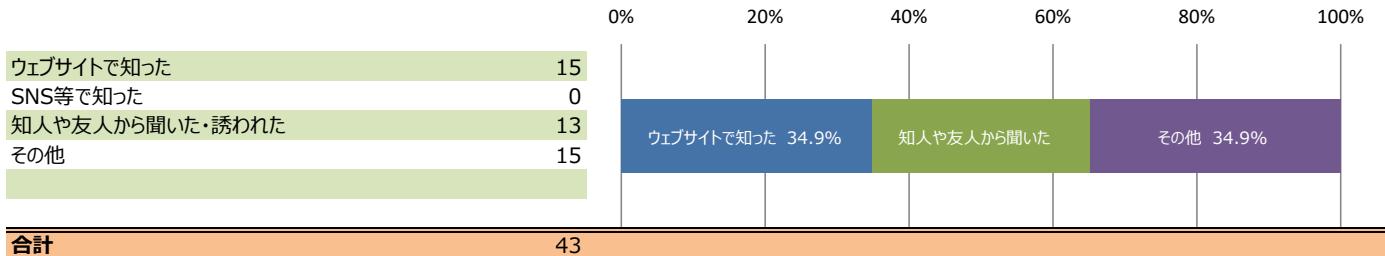
開催日: 2022年2月27日

開催方式: Zoomウェビナーによるオンライン生配信

参加者数: 84

回答数: 43

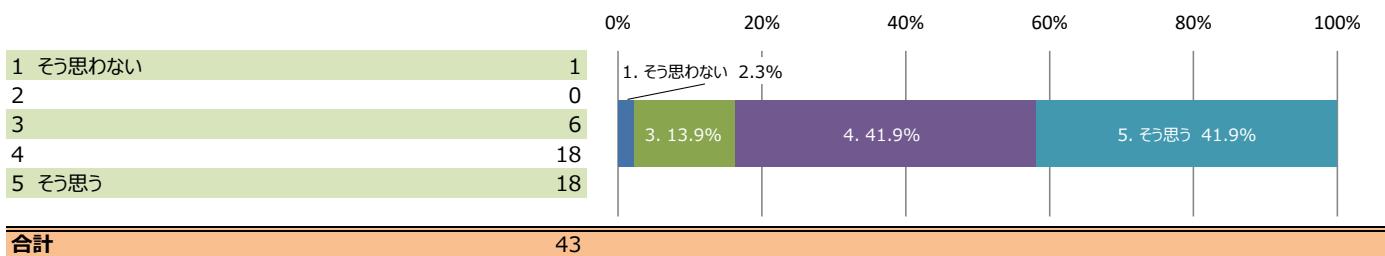
1. 本日の「地方連携推進フォーラム／4省庁連携プログラム」を何でお知りになりましたか？



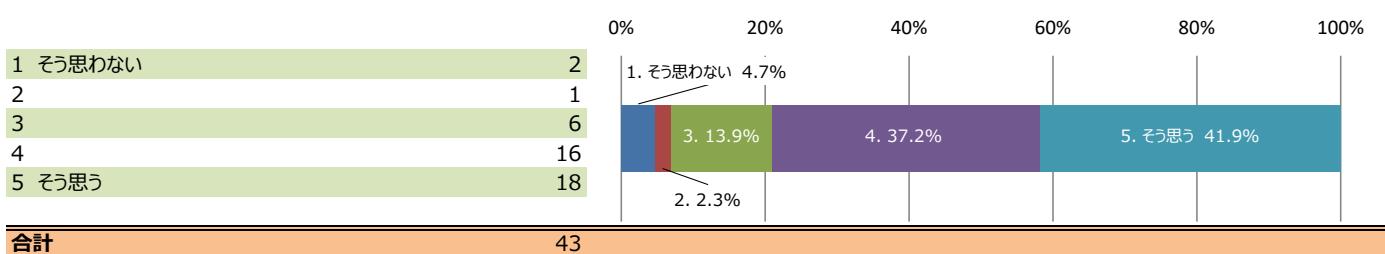
2. その他（自由記述欄）

- 動画や多くの資料が用いられていてとても分かりやすかった。私も来年18歳になるので成人として社会に貢献しつつも消費者として気を付けていきたい。今後もこのような説明会をして下さると、より消費者経済について理解できて救われる人が多くなると思うので今後も行ってほしい。
- 県からの通知
- 案内チラシで知った。
- 行政からの案内
- 学校の掲示板
- 職場（消費生活センター）の回覧資料やメールで知った。
- 職場からの連絡
- 県からの案内
- 所属団体からのお知らせメール
- 消費生活センターの案内
- 消費者庁からの案内メール
- 消費生活センターへの案内チラシ
- 指導主事からのメール

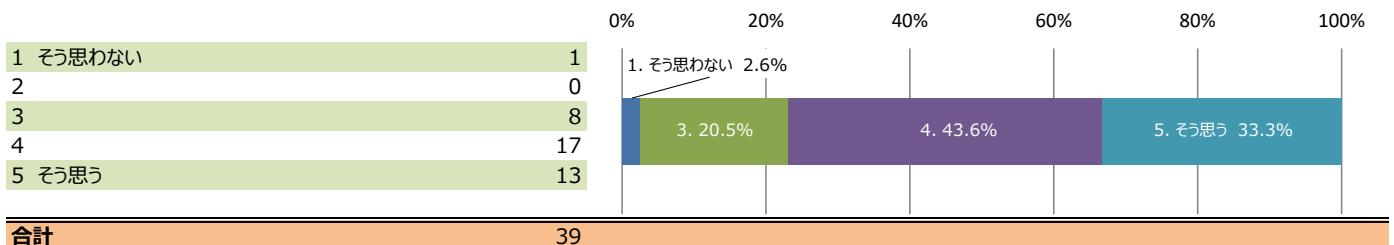
3. 基調講演「2022年、成年年齢引下げと新学習指導要領の実施～消費者教育の一層の充実を目指して～」の内容には満足されましたか？



4. パネルディスカッションの内容には満足されましたか？



5. 4省庁連携プログラムの内容には満足されましたか？



6. その他、感想・意見等がありましたらご自由に記入下さい

- 本日のフォーラムを含め、消費者教育及び消費者問題をテーマとしたイベント全体について普段から感じている点について申し上げます。実は、昨年来、30を超える消費者教育・消費者問題に関するイベント（セミナー、シンポ、フォーラム）をいずれもオンラインで拝聴してまいりました。消費者（国民、相談者、被害者）は、第一に自らが被害に遭わぬこと、次いで被害の再発防止（他人が被害に遭わぬことも含め）や犯人の処罰を望んでいるものと拝察いたします。したがって、被害に遭わぬための啓発や関係機関（例：警察、消費生活センター、金融機関、コンビニ、宅配便）による被害予防が最重要ですが、消費者（国民、相談者、被害者）は、万が一被害に遭ってしまった場合に被害回復や被害拡大防止のために採り得る全てのメニュー及びその効果についても知りたいはずであると存じます。ところが、私が拝聴した昨年来の消費者関係イベントにおいて、犯罪利用口座の凍結、犯行利用電話番号の利用停止、ウェブサイト削除（送信防止）といった被害回復や被害防止に有効な手段や、消費生活センターと警察との機関連携について紹介されたことはありません。紹介されているのは、消費者庁+国民生活センター+消費生活センター+消費者問題弁護士の内輪だけでできることに限られているとの印象を受けています。グーリンフォフや取消しは、逃げも隠れもできない業者には有効かもしれません、最初から身元がばれないように細工をしている業者には役に立ちません。消費者（国民、相談者、被害者）は、被害金振込先の口座をすぐに凍結することが可能で、その結果残金があれば被害回復を受けることができるなどを知れば、ほとんどの方はそれを望まれるのではないかと拝察いたします。そのため、例えば、犯罪対策閣僚会議の下の消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおける申合せ「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai18/siryou8.pdf>のとおり機関連携が進むことを消費者（国民、相談者、被害者）も望んでいるのではないでしょうか。被害回復や被害拡大防止のために採り得る全てのメニュー及びその効果をパッケージとして国民に周知し、関係機関の連携を深めるための方策をテーマとして取り上げていただきたいと存じます。
- 地方の行政では人員が足りず難しいが協力、持続が出来れば専門家の連携等素晴らしい 内容で
- 成年年齢の引下げについては若年者の被害の増加が専らの問題として取り上げられることが多い中で省庁や自治体の前向きな取り組みが今回は力強く紹介されたように感じました。中でも岡山県の大学、障害者関係部門等多角的な連携が際立っていることに感銘しました。成年年齢引下げが決してマイナスだけではなく、自立した若年者のために国などが想定以上に短期間で実効性を上げていることを評価したいと思いました。このような取組が全国的に広がって、定着することを祈願しています。
- 専門家の意見や情報提供に触れる機会を得る事ができ、消費者教育に対する視野が広がった様なきがします。継続して次回のフォーラムも企画してほしい。ありがとうございました。消費者相談の現場において、消費者トラブル未然防止の為、啓発に更に力を入れていきます。感謝！
- レジメがほしかったです。発言要旨の表示がありそれは親切でしたが、説明画面が不鮮明で見返しができません。アップされてないか探しましたが、見つけられませんでした。